

| 番号 | 質問 | 回答 | 大分類 | 小分類 |
|-------|---|--|---------|--------|
| 0-1 | 改正FIT法の趣旨は何ですか。 | 平成29年4月1日に改正FIT法が施行されました。これは、FIT制度開始5年で導入量は大幅に増大した一方で、国民負担の増大や未稼働案件の増加、地域とのトラブルが増加するなどの課題を踏まえ、新しい認定制度を設け、設備認定から事業計画認定とすることで、事業の適切性や実施可能性をチェックし、責任ある発電事業者として再生可能エネルギーの長期安定発電を促していく趣旨です。また、中長期の価格目標や入札制度を設けることによって、将来の再エネ自立化に向けた仕組みも構築しています。 | 総論 | |
| 0-2 | 改正FIT法における新制度はどのようなものですか。 | 大きく分けて二つあります。一つは、平成28年度(平成29年3月31日)までにFITの認定を受けられている方(運転を開始している方も含む)は、新制度へ移行するため事業計画を提出する必要があります。もう一つは、平成29年度以降に新しく認定を受けたい方は新規認定申請(変更認定を含む)をしていただきます。いずれにしても、過去認定を受けられていた方も、新しく認定を受けられた方も、同様に改正FIT法の新しい認定基準に基づき認定されることになり、新しい基準に従っていただくこととなります。 | 総論 | |
| 0-3 | どの事業者が事業計画を提出する必要があるのですか。 | FIT制度開始後、平成24年7月から平成29年3月までにFITの認定を受けられているすべての方が対象になります。10kW未満の事業者(住宅用太陽光)も対象となりますが、特例太陽光(余剰買取制度において認定を受けた方(平成24年6月以前に太陽光の余剰電力買取の申込みを行った方、設備IDが「F」で始まる方)は対象とならず、提出する義務はありません。 | 総論 | |
| 0-4 | 事業計画の提出の期限はいつですか。 | 平成28年度(平成29年3月31日)までにFITの認定を受けられている方(運転を開始している方も含む)の新制度へ移行するため事業計画を提出期限は、平成29年9月30日までです。 | 総論 | |
| 0-5 | 事業計画を提出する対象事業者に対して広報をしているのですか。 | 資源エネルギー庁のHP上のみならず、全国で11ヶ所で説明会を開催し、今回のFIT法の改正や新認定制度についてご説明しております。また、事業計画の提出については、原則、対象となるすべての事業者にもメール又ははがきでご案内しております。 | 総論 | |
| 0-6 | みなし認定事業者が期限までに事業計画を提出しなかった場合には認定が失効するのですか。 | 事業計画の提出を受けて、改正FIT法における新認定制度において認定を受ける条件が整いません。事業計画の提出がない場合は、新認定制度における事業計画を提出するという認定基準を満たさないため、認定が取り消される可能性があります。認定が自動的に失効することはありません。聴聞という弁明の機会を経た上で、それでもなお提出されなかった場合に認定を取り消すこととなります。 | 総論 | |
| 1-1 | 50kW未満の太陽光発電について、従来のログインIDとパスワードを使って新しい申請サイトでログインできますか。 | 「登録者」としてのログインIDでログインをすれば、①新規認定申請、②既存の設備IDの変更認定申請・変更届出、③みなし認定案件の事業計画提出が可能です。「設置者」としてのログインIDでは手続は行うことはできず、認定情報の閲覧のみ可能です。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-2 | 設備設置者が「承諾」した場合には、登録者に連絡がありますか。 | 申請サイトでマイページにログインをすると、認定申請中の案件のステータスが確認でき、そこで設備設置者が承諾したかどうか確認できます。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-3 | 太陽光50kW未満の認定申請について、設備設置者がメールアドレスを持っていない場合、登録者はどのように手続したらよいのですか。 | 登録者から認定申請がなされた場合、原則、設備設置者のメールアドレスの登録を必須としていますが、設備設置者がメールアドレスをお持ちでない場合は、委任状と設備設置者の印鑑証明書を添付していただく必要があります。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-4 | 接続契約締結前から認定申請をして、審査が完了している状態で、接続契約を締結してから認定取得までの期間はどれくらいですか。 | その時点での手続の混雑状況にもよりますが、通常申請から1~2ヶ月かかるところを、接続契約以外の審査が完了していれば、それよりも短期間で認定を行うことを想定していますが、現時点で具体的な期間は申し上げられません。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-5 | 電源接続案件募集プロセスなど接続契約の締結までに時間がかかる場合も、接続契約が締結できないと認定を受けることはできないのですか。 | 新認定制度では、事業実施可能性が高い案件を認定することとしており、事業実施可能性を判断する上で接続契約を締結していることは重要な認定基準です。電源接続案件募集プロセスに参加しているなどの事情がある場合であっても、接続契約が締結されない限り、認定することはありません。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-6 | 「発電出力」は発電端と送電端のどちらで申請すればよいのですか。 | 認定申請時に記載する発電出力は、発電設備の定格出力を記載してください。発電設備の仕様書等に記載される定格出力からパワーコンディショナー等の設備やシステムで発電出力を制御する場合は、その制御後の出力を記載し、制御の方法を証する書類を提出してください。(例:パワーコンディショナーの仕様書、その他制御機器等の仕様分かる書類) | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-7 | 「事業区域の面積」の定義は何ですか。 | 再生可能エネルギー発電事業のための敷地面積を指します。ただし、屋根・屋上に太陽光を設置する場合は、屋根の面積、又は建物の建築面積を記載してください。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-7-2 | 個人で認定申請をする場合、戸籍謄本の代わりに住民票を提出することは問題ありませんか。 | 住民票を代わりに提出してもらっても問題ありません。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-7-3 | 新築物件で建物の住所が確定していない場合について、建造物所有者の同意を示す書類はどのようなものが必要ですか。また、フォーマット等がありますか。 | 住所が確定していない場合は、地番表記の後ろに(住所表示未確定)と入力して申請いただき、認定取得後、住所が確定した後で、事前変更届出をして所在地変更を行ってください。なお、建造物所有者の同意書は「なっとく再エネ」の新規認定申請についてご案内しているページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html)に掲載しています。 直接確認したい場合には、以下のリンクをクリックしてください。※様式がダウンロードされます。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/tatemono_douji.docx | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-7-4 | 土地・建物が共有の場合、同意書はどこまでの範囲の人の分が必要ですか。 | 共有者全員の「権利者の証明書」又は「建造物所有者の同意書」が必要です。1枚にまとめていただいても構いませんが、家族であっても、共有者全員分の氏名等の記載、押印が必要です。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-7-5 | 建造物の屋根(屋上)の使用に関する同意書は、4月17日の更新前の様式でも認められますか。 | 引き続き認められます。 | 新認定制度関係 | 事務手続 |
| 1-8 | どのような変更内容の場合に、どのような手続を行うか、また、添付書類は何か、網羅的に教えてください。 | 「なっとく！再生可能エネルギー」の変更手続についてご案内しているページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_change.html)に、変更内容ごとに整理した表を掲載していますので、そちらをご覧ください。 直接確認したい場合には、以下のリンクをクリックしてください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf | 新認定制度関係 | 計画変更関係 |

| | | | | |
|--------|---|--|---------|--------------|
| 1-9 | 過積載対策としてパネル枚数の増加が変更認定になるのでしょうか。 | 新制度が施行される時点においては、パネルの枚数を変更する場合は、事前変更届出です。認定取得後に接続容量を変えずにパネルの枚数を増やす、いわゆる事後的な過積載については、実態を調査し、変更認定の対象にして、調達価格の適用ルールを変更する必要があるか否かを今後検討していきます。 | 新認定制度関係 | 計画変更関係 |
| 1-9-2 | 事業計画の変更(変更認定申請・変更届出)をする際、電力会社との接続契約等の変更は、あらかじめ行っておかなければいけないですか。 | 発電出力や、引越しに伴って所在地を変更する場合には、事業計画の変更の前に接続契約の変更を行ってください。変更認定申請に当たっては、変更後の接続契約書が必要になります。その他の事業計画の変更については、その変更が接続契約の内容にも関連する場合は接続契約の変更をする必要があるため、電力会社にご相談ください。 | 新認定制度関係 | 計画変更関係 |
| 1-10 | 廃止届出は、どのタイミングで届け出ればよいですか。 | 認定発電設備を廃止(撤去及び処分)する際に、予め届け出るようにしてください。 | 新認定制度関係 | 計画変更関係 |
| 1-10-1 | 接続契約が締結できず法改正により認定が失効したため、同じ場所で認定を取り直したいのですが、廃止届出を提出する必要があるありますか。 | 期限までに接続契約が締結できず認定が自動的に失効している場合は、廃止届出を受理することができません。廃止届出の提出は不要ですので、同じ場所で認定を取り直したい場合は、新たに認定申請を行ってください。その際、元々保有していた設備IDと期限までに接続契約が締結できなかった旨を別紙(様式自由)として記載し、添付していただくと審査がスムーズに行われます。 | 新認定制度関係 | 計画変更関係 |
| 1-11 | 事業計画策定ガイドラインにおいて「努めること」とされている事項を守らなかった場合はどうなりますか。 | 事業計画策定ガイドラインでは、認定基準として設けられている事項については「遵守事項」と位置付け、本文中では語尾を「～すること」としています。また、適切な事業実施のために推奨される事項については語尾を「努めること」として記載しています。推奨事項として記載されているものについては、それを実施せずに特に悪質な事業を行っていることが認められる場合には、指導・助言等の対象となる可能性があります。 | 新認定制度関係 | 事業計画策定ガイドライン |
| 1-12 | 柵塀にはどのような素材を用いればよいですか。また、第三者が入れないようにするためには、柵塀の高さや発電設備との距離はどうしたらよいですか。 | 柵塀の素材は、ロープ等の簡易なものではなく、フェンスや有刺鉄線等、第三者が容易に取り除くことができないものを使用してください。また、第三者が容易に乗り越えられたり、柵塀の外部から発電設備に容易に触られたりしない高さ・距離で設置してください。 | 新認定制度関係 | 柵塀の設置 |
| 1-13 | 柵塀を設置することが困難な場合や第三者が発電設備に容易に近づくことができない場合にも、柵塀の設置は必要ですか。 | 柵塀の設置が困難な場合(屋根や屋上に発電設備を設置する場合等)、第三者が発電設備に容易に近づくことができない場合(塀に囲われた庭に発電設備を設置する場合、河川や崖に面した場所に設置する場合等)には、柵塀の設置は不要です。また、ソーラーシェアリング等を実施し、柵塀の設置により営農上支障が生じると判断される場合にも、柵塀の設置は不要ですが、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を別途掲示するようにしてください。 | 新認定制度関係 | 柵塀の設置 |
| 1-14 | 既に運転開始している発電設備等にも柵塀の設置は必要ですか。その場合、いつまでに設置すればよいですか。 | 平成28年度までに認定を受けた太陽光発電設備についても、新制度の基準が適用され、柵塀等の設置が必要です。この場合には、経過措置として新制度の施行から1年以内(平成30年3月まで)に設置を行ってください。 | 新認定制度関係 | 柵塀の設置 |
| 1-15 | 太陽光発電設備の場合で、太陽電池とパワーコンディショナーの設置場所が離れていますが、それぞれに柵塀の設置が必要ですか。また、それらを一括りで囲う必要はありますか。 | 柵塀の設置は、第三者がみだりに発電設備に近づいたり、触れたりすることによって危害が及ぶことを防ぐための措置です。大抵の場合、パワーコンディショナーのような収納箱等により囲われている設備については、柵塀を設置する必要はありません。 | 新認定制度関係 | 柵塀の設置 |
| 1-16 | 旧制度で認定を受けた低圧の発電設備が複数隣接している場合、1つの発電設備ごとに柵塀の設置が必要ですか。 | 本来は発電設備ごとに柵塀等を設置するものです。ただし、過去に低圧分割で認定を受けた場合については、保守管理の実施に配慮し、複数の発電設備をまとめて柵塀等を設けることとしても構いません。 | 新認定制度関係 | 柵塀の設置 |
| 1-17 | 柵塀の設置をしたことはどのように確認されますか。 | 認定後において、認定事業者の方々に提出していただく費用報告の中で、柵塀を設置したことについて、何らかの資料・データ等を報告していただくことを想定しており、詳細は今後検討します。 | 新認定制度関係 | 柵塀の設置 |
| 1-18 | 柵塀の設置が必要な場合に設置をしないと、どうなりますか。 | 指導・助言や改善命令、認定取消しの対象となります。 | 新認定制度関係 | 柵塀の設置 |
| 1-19 | 標識にはどのような内容を書けばよいのか。 | 次に掲げる全ての項目について、認定された事業計画どおりに記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①再生可能エネルギー発電設備の区分 「太陽光発電設備」と記載。</p> <p>②設備名称</p> <p>③設備ID</p> <p>④設備所在地</p> <p>⑤発電出力</p> <p>⑥再生可能エネルギー発電事業者名(法人の場合は名称及び代表者氏名(※))、住所</p> <p>⑦保守点検責任者名(法人の場合は名称及び代表者氏名(※))</p> <p>(※)法人の場合の代表者氏名については任意。</p> <p>⑧連絡先 設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先(電話番号)を記載すること。</p> <p>⑨運転開始年月日 運転開始前においては、「平成〇〇年〇月〇日(予定)」と記載すること。運転開始予定日に変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「平成〇〇年〇月〇日」と記載すること。</p> </div> <p>事業計画策定ガイドラインで、標識のデザイン等も併せてお示ししているため、詳細についてはそちらをご確認ください。</p> | 新認定制度関係 | 標識の掲示 |
| 1-20 | 標識にはどのような素材を用いればよいですか。また、どれくらいの大きさのものにすべきですか。 | 風雨により文字が劣化・風化したりしないような素材や加工を施したものをを用いてください。大きさはタテ25cm以上、ヨコ35cm以上のものを使用してください。 | 新認定制度関係 | 標識の掲示 |
| 1-21 | 20kW以上の屋根置き太陽光発電の場合も標識の掲示は必要ですか。 | 屋根や屋上に発電設備を設置する場合は、緊急時に連絡すべき相手(建物の所有者等)が明らかであると考えられるため、不要です。 | 新認定制度関係 | 標識の掲示 |

| | | | | |
|--------|---|--|---------|-----------|
| 1-22 | 既に運転開始している発電設備等にも標識の掲示は必要ですか。その場合、いつまでに設置すればいいですか。 | 運転開始しているものも含めて、平成28年度までに認定を受けた設備についても、新制度の基準が適用され、標識の掲示が必要です。この場合には、経過措置として新制度の施行から1年以内(平成30年3月まで)に掲示を行ってください。 | 新認定制度関係 | 標識の掲示 |
| 1-23 | 標識の掲示をしたことはどのように確認されますか。 | 認定後において、認定発電事業者の方々に提出していただく費用報告の中で、標識を掲示したことについて、何らかの資料・データ等を報告していただくことを想定しており、詳細は今後検討します。 | 新認定制度関係 | 標識の掲示 |
| 1-23-2 | 標識には緊急連絡先を記載することになっていますが、保守点検責任者は緊急時連絡がつく体制(夜間や休日でも対応可能な体制)を整えてないと保守点検責任者になれないということですか。 | できる限り速やかに保守点検責任者に連絡が取れるよう記載いただくもので、保守点検事業者の営業時間外までの連絡体制を求めるものではありません。 | 新認定制度関係 | 標識の掲示 |
| 1-24 | 保守点検・維持管理とは、具体的に何をすればいいのですか。また、遠隔監視システムは必須ですか。 | 電気事業法で定める技術基準に適合するよう、同法に基づく規定に従って実施してください。また、民間団体が作成したガイドライン等(例えば太陽光発電協会が公表している「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」等)がある場合は、これを参考にすることを推奨します。なお、遠隔監視システムは、認定基準上、必ずしも設置しなければならないものではありませんが、保守点検・維持管理のためには有効な手段であり、設置することが望ましいと考えられます。 | 新認定制度関係 | 保守点検・維持管理 |
| 1-25 | 住宅用太陽光発電の場合も、保守点検及び維持管理計画を策定しなければならないのですか。また、主任技術者を含めた体制を組まなければならないのですか。 | 住宅用太陽光発電の場合も、保守点検及び維持管理計画を策定していただく必要があります。住宅用太陽光発電では、専門的な保守点検等は難しい場合も想定されるため、最低限、目視等で異常がないかを確認する等の措置を考えていただき、保守点検及び維持管理計画の内容を検討してください。なお、主任技術者の選任は電気事業法に基づいているものであり、同法に規定がない限り、FIT法で追加的に主任技術者の選任を求めるものではありません。 | 新認定制度関係 | 保守点検・維持管理 |
| 1-26 | 発電設備の廃棄は10年～20年以上先のことであり、廃棄費用も現在の算定費用とは変わってくると考えられますが、認定申請の段階で見積もらなければならないのはなぜですか。 | 廃棄費用は必ず事業にかかるコストとして考慮すべきものであるため、このことを踏まえて事業計画を立案していただくためです。なお、解体業者等に実際に見積もりを取ることが望ましいですが、難しい場合には、調達価格を算定する際に廃棄費用の基準としている、建設費の5%という考え方をういて自ら算定しても問題ありません。 | 新認定制度関係 | 廃棄費用 |
| 1-27 | 水力発電の場合、発電設備は調達期間を超え、使用できる期間は継続して使用していくものと考えられますが、その場合にも、認定申請の段階で廃棄費用の見積もりが必要ですか。 | 電源の種類問わず、廃棄費用がどのくらいかかるかを想定した上で事業計画を立案する必要があるため、認定申請時における廃棄費用の見積もりは必要であると考えますが、水力発電については、特に長期的な発電が可能であり、設備を更新しながら継続的な発電を計画している場合には、そのための費用を確保するものとして、計画を立案してください。 | 新認定制度関係 | 廃棄費用 |
| 1-28 | 隣接する土地で偶然、保守点検責任者が同一であった場合には、分割の基準に抵触することになりますか。 | この場合は分割と判断されます。なお、「保守点検責任者」とは、保守点検・維持管理を委託されて実施する事業者等ではなく、保守点検・維持管理の方針や実施について判断権限を有する者のことを指します。したがって、受託者が同一である場合には分割にはなりません。委託者が同じであれば分割と判断されます。 | 新認定制度関係 | 分割 |
| 1-29 | 過去に認定を取得している場合、新しい分割の基準が適用され、認定が取り消されることはありますか。 | 旧制度で認定を取得している案件に対して、新制度の分割の基準を適用して、認定を取り消すことは想定していません。 | 新認定制度関係 | 分割 |
| 1-30 | 「運転開始」とは何を指しますか。 | 原則として、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始することを指します。 | 新認定制度関係 | 運転開始期限 |
| 1-31 | 運転開始期限は、いつを起算日として数えますか。 | 平成29年度以降に認定を取得する案件は、認定日が起算日となります。平成28年度以前に認定を取得した案件は、新認定制度における認定を受けたものとみなされた日(原則、平成29年4月1日)が起算日となり、10kW以上太陽光であれば平成32年3月31日まで、10kW未満太陽光であれば平成30年3月31日までに運転開始していただく必要があります。電源接続案件募集プロセスの参加者など、認定失効の猶予期間が与えられる経過措置の対象となっている場合、新認定制度における認定を受けたものとみなされる日は、平成29年4月1日以降に接続契約を締結した日となるため、この日が起算日となります。 | 新認定制度関係 | 運転開始期限 |
| 1-32 | 10kW未満太陽光について、運転開始期限の1年を超過した場合、認定が失効した通知は届きますか。 | 通知は送付しませんが、申請サイトのマイページ上でステータスを確認することができます。 | 新認定制度関係 | 運転開始期限 |
| 1-33 | 事業者の責めによらない事由によって運転開始期限を超過し調達期間が短縮される場合、国または電力会社は補償してくれますか。 | 事業者の責めによらない事由で運転開始が遅延した場合でも、国または電力会社が補償することはありません。ただし、運転開始期限の対象となる案件については、調達価格の変更を伴うことなく太陽光パネルが変更可能になりますので、運転開始が遅延し調達期間が短縮された場合であっても、運転開始に近い時期により安価で効率的な太陽光パネルを調達することにより、事業性の確保が可能であると考えられます。 | 新認定制度関係 | 運転開始期限 |
| 1-34 | 新制度においては、費用の報告は、どのような項目について、どのような方法で提出することになりますか。 | 費用の報告については、詳細が決定次第、改めて本HPにてお知らせいたします。 | 新認定制度関係 | その他 |
| 2-1 | ログインID・パスワードが分からない場合、みなし認定事業者の事業計画の提出はどうすればいいですか。代行業者が倒産してしまっている場合は、どうすればよいですか。 | 太陽光50kW未満の場合は、当初の認定取得時に、ログインID・パスワードを発行しています。当時、手続を代行業者に委託している場合は、代行業者にご確認ください。代行業者に確認が取れない場合は、紙様式に記入して、提出してください。別の代行業者に委任して紙様式を提出していただくことも可能です。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-1-2 | 設備IDが分からないが、どうしたらよいですか。 | 当初の認定取得時に、手続を代行業者に委託している場合は、代行業者にご確認ください。代行業者に確認が取れない場合は、紙様式に記入して提出してください。印鑑証明書や、設置者情報、設備所在地などの情報で本人確認を行います。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-2 | パソコンを使用できない又はインターネット環境がない場合、みなし認定事業者の事業計画の提出はどのように行えばいいですか。 | 紙様式に記入して、提出してください。提出先は、以下のとおりです。 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階 「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛て | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-3 | 50kW以上の太陽光発電や風力発電など他の電源の場合、ログインIDとパスワードが元々発行されていませんが、みなし認定事業者の事業計画の提出はどのような方法で手続できますか。 | 紙様式で提出していただくか、新規登録でユーザIDを取得後、「設備ID紐付け依頼書」にそのユーザIDで事業計画を提出したい設備IDを記入の上、「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」まで送付してください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |

| | | | | |
|-------|--|---|---------|------|
| 2-3-2 | 設置者のメールアドレスがない場合はどうしたらいいですか。 | 家族のものでも構わないので、設置者が使えるアドレスを登録してください。どうしても無い場合は登録者のアドレスを登録してください。ただし、この場合、本来設置者の方に届くべき情報(変更手続があった場合には変更があった旨の連絡等)が登録者のみに連絡される可能性がありますので、ご注意ください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-3-3 | 代行業者が移行手続をする場合、設備設置者からの委任状は必要ですか。 | 不要です。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-3-4 | 法人番号は、国税庁のもの(13桁)と法務局のもの(12桁)、どちらを記載すればいいですか。 | 国税庁から指定・通知される、13桁の法人番号を記載してください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-3-5 | 電子申請で設置者名を入力する欄について、法人の場合、「提出内容」欄に入力する欄がないため、入力なしで申請してもよいのか。また、個人の場合、旧認定設備情報に表示されている情報が間違っており、現時点の認定情報と異なった表示がされている場合どのようにしたらよいのか。 | 設備設置者が法人の場合は、設置者名を入力していただく欄がないため、そのまま手続を進めてください。設置者名を変更したい場合は、事業計画を提出いただき、確認が終了した段階でその旨メールでお知らせしますので、その後変更認定申請を行ってください。また、設備設置者が個人の場合で「みなし認定設備」欄(左側のグレーの欄)に誤った情報が表示された場合は、現在認定上の正しい氏名を入力してください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-3-6 | 地番未確定として認定を受けていたものに関して、移行手続で確定した地番を入れる場合、それを証明する書類の添付は必要ですか。 | 不要です。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-3-7 | 事業計画に旧認定と違うデータを入力してよいですか。 | 移行手続で提出していただく事業計画は、基本的に旧認定情報に無い情報を補足するもので既存情報は修正できません。ただし、設置者の電話番号・メールアドレスと設備所在地については例外となっており、電話番号とメールアドレスは、修正又は新規に登録することができます。設備所在地は、「地番未確定」や「他〇筆」となっていた部分を1つ1つ具体的に入力することはできませんが、まったく異なる住所を入力することはできません。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-3-8 | 買取価格の記載について、10kW未満太陽光の場合は調達価格がそもそも税込みですが、税抜き価格を記載しなければいけないのですか。また、税抜きで記載する場合は、税率何%で計算すればよいですか。 | 税率は一律8%とし、税抜き価格で記入してください。なお、小数点の処理については、小数第2位まで記入し、第3位以下は切捨てで計算してください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-4 | 売電先が2者以上となっている場合(いわゆる部分買取を行っている場合)に、システムでは買取契約締結先・買取単価ともに1者のみしか記入できないのですが、どうしたらいいですか。 | 代表的な売電先とその売電単価を1者、システム上で登録していただき、システムで記載できなかった分については、売電先と売電単価の一覧を別に作成し、PDFで添付してください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-5 | 事業譲渡等によりFITにおける認定事業者と「接続の同意を証する書類」の名義が異なっている場合は、問題はありますか。 | 認定事業者の名義が古い場合は、事業計画の提出に当たっては、権利譲渡の契約書など、新旧事業者間の権利譲渡が確認できるものを添付してください。事業計画が承認された後で、事業者名を変更するための変更認定申請を行ってください。「接続の同意を証する書類」の名義が古い場合は、この名義を変更してから、事業計画を提出してください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-5-2 | 過去、接続契約を締結する際に複数設備をまとめて契約締結をしたため、複数設備で1つの接続契約書しかないのですが、それを添付して問題ないですか。 | 問題ありません。ただし、事業計画は設備1つずつに対して提出していただく必要があるため、接続契約書の添付が必要な場合は、同一の書類を複数の設備の事業計画書に添付するようにしてください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-5-3 | 紙で事業計画を提出する場合は、印鑑証明書が必要ですが、設置事業者が死亡し、印鑑証明書が出せない場合にはどうしたらよいですか。 | 事業を相続し、相続管理している家族の印鑑証明書を提出してください。併せて、元の設置事業者と相続人の関係を示す書面(例えば戸籍謄本等)を提出してください。 | みなし認定関係 | 事務手続 |
| 2-6 | 土地と設備の確保について270日の条件付で旧認定を受けている場合、経過措置期間中に270日が経過した場合はどのようになりますか。 | 引き続き旧認定の効力がある状態なので、認定に付されている270日の条件も効力があります。失効期限までに必要書類の提出がないまま、270日が経過すると、旧認定が失効するため、認定失効の経過措置の適用を受けることもできません。ただし、270日又は期限を延長した期日までに接続契約を締結し、新制度に移行した場合はその時点で失効条件の効力は無くなり、必要書類の提出は不要になります。 | みなし認定関係 | 経過措置 |
| 2-7 | 平成28年度中に参加していた電源接続案件募集プロセスが終了した場合、認定失効の猶与措置の対象となりますか。 | 平成28年10月1日から平成29年3月31日までに終了した電源接続案件募集プロセスに参加していた場合、同プロセスによる落札者として決定されていれば、当該プロセスの結果公表後、半年間は認定失効が猶与され、その間に接続契約を締結できれば、新制度による認定を受けたものとみなされます。 | みなし認定関係 | 経過措置 |
| 2-8 | 認定が失効した場合、通知は届きますか。 | 認定が失効した場合、通知はいたしません。 | みなし認定関係 | 認定失効 |
| 2-9 | 認定失効した場合、既に締結した接続契約も同時に解除されますか。 | 認定失効に伴い接続契約が解除になるとの条項が接続契約中に規定してある場合もありますが、そうでない場合は、電力会社において認定が失効した個別の事業者へ意思確認をした上で、接続契約が解除されることとなります。したがって、認定失効によりただちに全ての接続契約が解除されるわけではありません。 | みなし認定関係 | 認定失効 |
| 2-10 | 改正法の施行により、認定が失効した分だけ接続枠は空きますか。 | 事業計画と「接続の同意を証する書類」の提出をもって新認定への移行が判断されるため、そのために一定程度期間を要すること、また、認定失効に伴い接続契約が解除になるとの条項が接続契約中に規定してある場合もありますが、そうでない場合は、電力会社において認定が失効した個別の事業者へ意思確認をした上で接続枠の解除を行うため、改正法の施行後ただちに接続枠が空くわけではありませんが、順次このような処理が済んだものから接続枠が空くこととなると考えています。 | みなし認定関係 | 認定失効 |
| 2-11 | 出力増加の変更認定を受けた後、接続契約についても同様に変更が必要ですが、改正法の施行までに接続契約の変更が間に合わない場合には認定は失効になりますか。 | 平成29年3月31日までに認定(変更認定を含む。)を受けており、かつ接続契約が締結されているkW分のみが新制度での認定を受けたものとみなされます。したがって、この場合のように変更認定後、出力増加のための接続契約の変更が平成29年3月31日までに間に合わない場合には、接続契約を変更した後に再度、変更認定申請をする必要があります。 | みなし認定関係 | 認定失効 |

| | | | | |
|-----|--|---|---------|-------------|
| 3-1 | 事業計画の変更認定を受ける場合、どのような変更により調達価格が見直されることとなりますか。 | <p>以下に掲げる場合に、調達価格が見直されます。</p> <p>① 太陽光発電設備(新FIT法に基づいて新規認定を受けたもの、及び旧FIT法に基づいて認定を受けたものであって接続契約が平成28年8月1日以降のものに限る。)については、出力の増加についての変更認定があった場合</p> <p>② 太陽光発電設備(旧FIT法に基づいて認定を受けたものであって接続契約が平成28年7月31日以前のものに限る。)については、太陽光パネル変更、運転開始前の出力の増加及び大幅な出力の減少、運転開始後の出力の増加についての変更認定があった場合</p> <p>③ 太陽光発電設備以外の発電設備については、運転開始前に大幅な出力変更(10kW以上かつ20%以上の変更)及び以下の価格区分等の変更認定があった場合</p> <p>i. 陸上風力発電設備について、リプレース区分と新設区分を変更するような変更認定</p> <p>ii. 地熱発電設備について、リプレース区分と新設区分を変更するような変更認定</p> <p>iii. 未利用木質バイオマス発電設備について、2,000kW以上・未満の区分を変更するような変更認定(大幅な出力変更を伴わない場合に限る。)</p> <p>次のような変更により、調達価格が見直されることはありません。</p> <p>○事業主体を変更する場合</p> <p>○小売買取から送配電買取に変更する場合 等</p> | 調達価格関係 | 調達価格等 |
| 3-2 | 経過措置期間中の2MW以上の太陽光発電で、接続契約が平成29年4月1日以降になる場合、調達価格はどのように決定しますか。 | 経過措置期間においては、従来の価格決定ルールに従って価格が決まります。したがって、太陽光発電の場合、接続契約時接続申込みから270日のいずれか早い方の日の価格が適用されます。2MW以上の太陽光発電の場合、10kW以上2MW未満の価格を適用することとされているため、価格が決定する日が平成29年度内であれば21円になります。 | 調達価格関係 | 調達価格等 |
| 3-3 | 風力発電・水力発電・地熱発電におけるリプレースの場合、廃止の2年前から認定を取得できますが、調達価格はこの時点のものが適用されるのですか。 | そのとおりです。リプレースの場合においても、認定時に調達価格が決定します。 | 調達価格関係 | 調達価格等 |
| 3-4 | 平成28年度までに認定を取得した2MW未満の太陽光発電設備を平成29年4月1日以降に出力を増加し、2MW以上とする場合、調達価格は何が適用されますか。 | 認定済みの太陽光発電設備を平成29年4月1日以降に出力増加して2MW以上としたい場合は、変更認定申請に先立って、入札に参加し、落札することが必要となります。調達価格は入札において決定したものが適用されます。 なお、2MW未満の太陽光発電を行っている者が別IDで認定を取得し、合計で2MW以上となるような場合は、入札逃れと判断され、そのような認定申請は認められません。 | 調達価格関係 | 調達価格等 |
| 3-5 | RPS認定設備からFIT認定へ移行する場合、調達価格と調達期間はどのようになりますか。 | RPS認定設備も、FIT認定を取得した時点の調達価格が適用されます。調達期間は、FITの適用を受けずに運転開始している発電設備が認定を受けた場合、調達期間は経済産業大臣が定めた期間からFITの適用を受けずに運転していた期間を除いた期間が適用されます。 なお、2MW以上太陽光のRPS認定設備の場合は、認定申請に先立って、入札に参加し、落札することが必要となります。調達価格は入札において決定したものが適用されます。 | 調達価格関係 | 調達価格等 |
| 3-6 | 入札制度の詳細について教えてください。 | 入札に参加する場合は、入札に先立って指定入札機関に対して事業計画を提出し、入札に参加する資格があるかを審査されます。現在、指定入札機関の準備中のため、入札参加のための事業計画の提出先、受付開始日等の詳細は後日、指定入札機関のHP上で公表いたします。 | 調達価格関係 | 入札制度 |
| 4-1 | 送配電買取の対象となるのは、どのような案件ですか。 | FIT法改正法が施行される平成29年4月1日以降に送配電事業者と特定契約(買取契約)を締結する案件が対象となります。逆に、FIT法改正法の施行日より前の平成29年3月31日以前に特定契約を締結する案件は、すべて小売買取の対象となり、特定契約期間の満了まで小売買取を継続することが可能です。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-2 | 小売買取を行いたい場合、どのような条件が必要ですか。平成29年3月31日までに特定契約を締結するだけでなく、接続契約も締結することが必要ですか。 | 現行法に基づく認定を取得の上、平成29年3月31日までに特定契約を締結することが求められます。小売買取の条件として、平成28年度中に接続契約を締結することは求められませんが、接続契約が締結されない場合、いずれかのタイミングで認定が失効すると特定契約も効力を失うため御注意ください。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-3 | 平成29年3月31日までであれば小売電気事業者との特定契約が可能とのことですが、契約のエビデンス提出は必要ですか。 | 原則として必要ありませんが、問題が生じた場合等に、特定契約に係る書類を国に提出していただく可能性があります。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-4 | 特定契約の変更はどのような場合に認められますか。 | FIT法に反しない範囲で特定契約の変更は可能ですが、FIT法に規定されている特定契約の基本となる4要件(①当事者(再生可能エネルギー発電事業者、買取義務者たる電気事業者)、②認定対象である再生可能エネルギー発電設備、③調達期間、④調達価格(プレミアム分も含む))のいずれかに変更が生じる場合には、実質的に新規の特定契約とみなされます。 この場合、買取義務者や回避可能費用の激変緩和措置の適用関係にも影響が出るので御注意ください。具体的には、既存の小売買取の場合において、小売電気事業者に帰責性があり、特定契約の基本4要件いずれかの変更が行われる場合には、送配電買取の対象となるとともに、回避可能費用の激変緩和措置の適用を受けていた場合には、同措置の適用対象外となります。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-5 | 買取期間の変更が買取義務者の変更事由になるとのことですが、平成28年度中に特定契約を締結しても、平成29年度以降に竣工する場合は運転開始予定日が変わりえます。このような場合にも小売買取が継続できなくなってしまうのですか。 | 買取期間は、特定契約に基づく買取が行われる期間を指しますので、運転開始予定日が変わったとしても、全体の買取期間が変わらなければ(ただし、運開期限超過により調達期間が短縮される場合を除く)、平成28年度中に締結した特定契約に基づき、当該特定契約に基づく小売買取を買取期間終了まで継続可能です。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-6 | 既存の小売買取が送配電買取に移行する具体的なケースを教えてください。 | 例えば、小売が倒産し、特定契約を維持することができなくなった場合には、既存の特定契約を解除し、新規に特定契約を結ぶ必要があります。このような場合は、新規の特定契約の相手方は、送配電事業者に限定されます。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |

| | | | | |
|------|---|--|---------|-------------|
| 4-7 | 小売と既に特定契約を結んでいる運転開始済み案件がありますが、これを送配電買取に変えた上で、電源・供給先固定型相対供給とすることは可能ですか。また、その場合に回避可能費用の激変緩和措置の適用を受けることは可能ですか。 | 送配電買取とした上で、電源・供給先固定型相対供給を受けることは可能ですが、回避可能費用の激変緩和措置は小売買取の場合にのみ認められますので、同措置の適用を受けることはできません。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-8 | 試運転で発電する電気も送配電事業者に買い取ってもらえますか。 | 試運転期間中はFIT法に基づく買取義務の対象外となるため、送配電事業者に買い取ってもらうことはできません。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-9 | 譲渡等により特定契約者が変更になった場合の買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。 | 改正FIT法が施行される平成29年4月1日以降、原則として、特定契約の主体が変更となる場合の買取義務者は送配電事業者となります。ただし、既存の小売買取契約について、小売電気事業者の帰責性なく、発電設備の譲渡等により再生可能エネルギー発電事業者が変更となる場合には、引き続き小売買取を継続可能です。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-10 | 発電者情報(発電事業者名、電話番号、受電地点住所等)が変更となった場合の買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。 | 単なる社名の変更等の場合には、小売買取の継続は可能ですが、当事者の変更と判断される場合には特定契約の再締結が必要となるため、送配電買取となります。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-11 | 小売買取されている発電設備について増設を行った場合であって、施行日以降に特定契約を(再)締結する場合、買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。 | 小売電気事業者に帰責性なく再生可能エネルギー発電事業者側の事情で設備が増設された場合には、条件を満たせば、全体を小売買取、小売買取と送配電買取の併用、全体を送配電買取、いずれも可能です。 具体的には、まず、①全体を変更認定の対象とした上で小売買取を継続することが可能です。ただし、この場合、設備全体について変更認定の対象となる結果、調達価格が変わる可能性がありますので御注意ください。 また、②増設分を新規認定の対象とした上で、既存分を小売買取、増設分を送配電買取の対象とすることも可能です。 ③全体を変更認定の対象とした上で送配電買取とすることも、増設分を新規認定の対象とした上で全体を送配電買取の対象とすることも可能です。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-12 | 自治体等が保有する設備(運開済み・未運開問わず)で、FIT認定の経過措置対象となるものについて、毎年入札により売電先を決めている場合において、平成29年4月1日以降も入札により売電先を決めることは可能ですか。また、平成28年度の売電先である小売電気事業者が平成29年度分に落札した場合には、売電先が変わらないため、小売買取を継続することが可能ですか。 | FITを活用する場合、平成29年4月1日以降に売電先を変える場合は、変更先は原則として発電所が立地する地点を供給区域とする一般送配電事業者(または同地点を供給地点とする特定送配電事業者)に限定されます。したがって、このような場合において、入札により特定契約の相手方を決めることはできません。 また、平成28年度の売電先である小売電気事業者が平成29年度分について落札した場合であっても、特定契約が新規に締結されることとなるため、小売買取を継続することはできず、送配電買取の対象となります。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-13 | 小売買取を行っている場合において、既存の小売電気事業者から別の小売電気事業者への名義変更(地位譲渡・事業譲渡)は可能ですか。 | 特定の特定契約のみの譲渡を認めることは、送配電買取の脱法行為となるため認められません。小売電気事業者のものを譲渡する場合には、小売買取を継続することは可能です。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-14 | 小売電気事業者との特定契約を平成29年4月1日(改正法施行日)に成立とすることは可能ですか。 | 平成29年4月1日の午前0時以降に特定契約が成立するものは、全て送配電事業者が買取義務を負うこととなりますので、認められません。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-15 | 売電契約の再締結(たとえば、太陽光発電設備を搭載している空き家に引越した需要家が新規特定契約により逆潮流を開始)があった場合、売電契約の再締結後のFIT電気について、買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。 | 送配電買取の対象となります。小売電気事業者に帰責性はありませんが、完全に新規の特定契約締結となるため、小売買取を継続することはできません。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-16 | 1つのFIT電源から発電される電気を、一般送配電事業者と特定送配電事業者の双方が買い取る、いわゆる部分買取は認められますか。 | FIT法第16条に基づき買取義務が双方に認められる場合には、いわゆる部分買取も認められます。 | 送配電買取関係 | 買取義務者及び特定契約 |
| 4-17 | 一の認定発電設備を小売電気事業者と送配電事業者が買取する場合において、FITインバランス特例制度の適用はどうなりますか。 | 小売・送配電ともに発電計画が構造的に齟齬を来さないよう、FITインバランス特例の組み合わせを整合的に選ぶ必要があります。 例えば、小売買取において小売電気事業者がFITインバランス特例①を選択している場合、送配電買取分については、送配電事業者は特例制度③を選択する必要があります。送配電買取において電源・供給先固定型の再生可能エネルギー電気卸供給が用いられる場合において、小売買取を行っている小売電気事業者AがFITインバランス特例制度①または②を選択している場合、再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者BもAと同一の特例制度を選択する必要があります。 なお、低圧で受電する場合は、一の認定発電設備について、複数の電気事業者による買取は義務付けられません。 | 送配電買取関係 | FITインバランス特例 |
| 4-18 | 送配電買取要綱はいつ頃公表される予定ですか。現在の各社の買取要綱と内容は変わりますか。 | 送配電買取要綱の公表時期は一般送配電事業者によって異なるため、各一般送配電事業者にお問い合わせください。送配電買取要綱は、モデル契約や買取要綱をベースに新しく作られているため、現在の各社の買取要綱と内容は変わっていると認識しています。 | 送配電買取関係 | 送配電買取要綱 |
| 4-19 | 一般送配電事業者による送配電買取の特定契約の手続は、いつから受付を開始しますか。 | 送配電買取要綱に基づき、平成29年3月中から受付開始予定です。詳細は、特定契約申込先の一般送配電事業者にお問い合わせください。 | 送配電買取関係 | 送配電買取要綱 |

| | | | | |
|------|--|--|---------|----------------------------|
| 4-20 | 送配電買取になっても一般送配電事業者の送配電買取要綱によらず、モデル契約書で契約締結することは可能でしょうか。 | 特定契約の内容は公平・平等であることが求められるため、送配電買取要綱に基づかない契約は原則として認められません。国としても、送配電買取要綱の内容や買取の適切性について確認してまいります。 モデル契約書は小売買取を前提としたものであるため、改正FIT法の施行日である平成29年4月1日以降、新規の特定契約については廃止することとしています。なお、改正法の施行前にモデル契約書に基づき締結された特定契約に関しては、改正法の施行後も引き続き有効です。 | 送配電買取関係 | 送配電買取要綱 |
| 4-21 | バイオマス混焼について、改正FIT法の施行日である平成29年4月1日以降に特定契約を締結する場合、FIT電気と非FIT電気について、それぞれ買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。 | FIT電気については、FIT法に基づいて送配電事業者が買取義務を負うため、送配電買取となります。他方、非FIT電気については、FIT法の規制対象外であるため、別途売先を探していただく必要があります。売先は小売電気事業者でも他の発電事業者でも構いません。 | 送配電買取関係 | バイオマス混焼 |
| 4-22 | バイオマス混焼について、非バイオマスの部分が通常の買取契約で、バイオマスの部分が特定契約ということになると思いますが、非バイオマス部分の契約内容が変わっても、特定契約が変わらなければ、小売買取を継続できますか。 | 特定契約と通常の買取契約とで売り先が異なる場合、別個の契約を締結が締結されていると考えられます。この場合、非バイオマス部分の契約の変更は特定契約に影響を与えないため、非バイオマス変わっても、既存の特定契約をそのまま維持可能となり、小売買取を行っている場合にもそのまま継続可能です。 特定契約も通常の買取契約も売り先が同一である場合、契約は一体的に結ばれていることが多いと認識していますが、この場合も、非バイオマス部分の買取契約の変更により、特定契約の基本4要件に変更が及ばない場合(若しくは及んだ場合でも小売電気事業者に帰責性がないと判断される場合)は、小売買取を継続可能です。 | 送配電買取関係 | バイオマス混焼 |
| 4-23 | 送配電買取における計画値同時同量制度上、バイオマス混焼におけるバイオマス比率の算定はどのように行うのですか。 | FITインバランス特例③を用いる場合、計画値については、バイオマス比率の想定値(月単位)を事前にFIT発電事業者から一般送配電事業者へ提出していただきます。その上で、実績については、毎月のバイオマス比率実績をそのまま用います。 FITインバランス特例①又は②を用いる場合、計画値については、FIT電源BGを組成する小売電気事業者が毎月はじめにバイオマス比率の想定値(月単位)を事前に一般送配電事業者へ提出していただきます。その上で、実績については、毎月のバイオマス比率実績をそのまま用います。 | 送配電買取関係 | バイオマス混焼 |
| 4-24 | バイオマス混焼の非FIT電源部分について、売先が見つからない場合の扱いを教えてください。 | FIT法の対象外であるため、買取義務者である送配電事業者に御相談ください。 | 送配電買取関係 | バイオマス混焼 |
| 4-25 | 送配電事業者が特定契約に基づき調達したFIT電気は、原則として卸電力取引市場(スポット市場)を経由して小売電気事業者へ引き渡されるとのことですが、小売電気事業者はJEPXの会員であれば、好きなだけFIT電気を調達できるということですか。 | スポット市場では様々な電気が取引され、約定した電気の電源を特定することができないため、スポット市場を経由して調達した電気をFIT電気と言うことはできません。別途、非化石価値取引市場の制度設計が現在行われておりますので、そちらも御参照ください。 | 送配電買取関係 | 送配電事業者から小売電気事業者へのFIT電気の引渡し |
| 4-26 | 送配電事業者から小売電気事業者へのFIT電気の引渡しには3つの方法があるとのことですが、いずれの場合においても、FIT電気の引渡しを受けた小売電気事業者から別の小売電気事業者への転売は可能ですか。 | 卸電力取引市場経由で引渡しを受けた場合には、小売電気事業者が調達した電気はFIT電気ではないため、FIT電気としての転売はできません。再生可能エネルギー電気卸供給を受けた場合は、FIT電気として別の小売電気事業者にも転売可能です。 | 送配電買取関係 | 送配電事業者から小売電気事業者へのFIT電気の引渡し |
| 4-27 | 再生可能エネルギー電気卸供給の単価はどうなりますか。プレミアムを付けることも可能ですか。 | 通常の市場供出の場合と整合性を保つため、スポット市場価格(エリアプライス)となり、プレミアムを付けることはできません。電源・供給先固定型、電源・供給先非固定型ともに同じです。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |
| 4-28 | 電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、小売電気事業者と再生可能エネルギー発電事業者が締結する契約とは、具体的にどのような契約ですか。 | 契約は自由に結んでいただいても構いません。小売電気事業者が再生可能エネルギー発電事業者に対しプレミアムを付けることも可能です。小売電気事業者と再生可能エネルギー発電事業者との間に卸供給に関する契約が成立していることを証明する文書について、全一般送配電事業者が共通で準備していますので、その文書に再生可能エネルギー発電事業者が記入の上、電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給を申し込む一般送配電事業者に対して提出する必要があります。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |
| 4-29 | 再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者が同一会社である場合も電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給を受けることは可能ですか。 | 再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者が同一会社である場合に電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給を受けることを認めると、実質的な自己取引を許容することとなるため、認められません。別法人にする必要があります。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |
| 4-30 | 電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者との間で締結される個別の契約締結については特定のひな型などがありますか。 | 小売電気事業者が特定する再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給を承諾することを証明する全国共通のフォーマットが準備されています。詳細は、各一般送配電事業者にお問い合わせください。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |
| 4-31 | 電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者との間の契約には地産地消等の目的が必要ですか。また、交付金は誰に交付されますか。 | 地産地消等の目的は必要ありません。交付金は買取義務者である送配電事業者に交付されます。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |

| | | | | |
|------|--|--|---------|----------------|
| 4-32 | 電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者との間の契約は何を取引することとなるのですか。 | FIT電気の買取義務者である送配電事業者を経由して、再生可能エネルギー発電事業者が発電したFIT電気の全量を取引することとなります。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |
| 4-33 | 電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、複数の小売電気事業者が1つのFIT電源から再生可能エネルギー電気卸供給を受けることは可能ですか。 | 契約関係が複雑化するため、認められません。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給を受けた小売電気事業者が他の小売電気事業者にFIT電気を転売することは認められますので、実態的に、複数の小売電気事業者間で特定のFIT電源が発電した電気を共用することは可能です。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |
| 4-34 | 電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、エリアまたぎの場合は連系線を押さえる必要があるとのことですが、間接オークション方式になった後はどうなりますか。差金決済契約を結んでおけば足りますか。 | 2018年度から連系線利用ルールが見直され、間接オークション方式が導入されますが、同方式の詳細が決定次第、電源・供給先固定型の相対供給の運用についても見直しを行うこととします。 | 送配電買取関係 | 再生可能エネルギー電気卸供給 |
| 4-35 | 改正FIT法が施行される平成29年4月1日以降、回避可能費用の激変緩和措置はどうなるのか。 | 要件を満たす限り、平成32年度末まで適用を受け続けることが可能です。 | 送配電買取関係 | 回避可能費用の激変緩和措置 |
| 4-36 | 特定送配電事業者について、再生可能エネルギー電気卸供給約款はいつまでに準備する必要がありますか。 | 特定送配電事業者が実際に送配電買取を開始するまでに準備する必要があります。改正法施行日時点で送配電買取の予定がない場合、改正法施行日までに準備をする必要はありません。 | 送配電買取関係 | 特定送配電事業者による買取り |
| 4-37 | FITインバランス特例③を特定送配電事業者として用いる場合、どのような手続が必要となりますか。 | FITインバランス特例③を特定送配電買取で利用する場合には、特定送配電事業者は一般送配電事業者と発電量調整供給契約を結ぶ必要があります。 | 送配電買取関係 | 特定送配電事業者による買取り |

| | 変更履歴 | 変更箇所 |
|-----|-------------|---|
| 第1版 | 2017/3/22掲載 | |
| 第2版 | 2017/4/6掲載 | 【修正】 1-1/1-7,8/2-2,3/2-5/2-8,9/2-11 【追加】 0-1～6/1-7-2～4/1-23-2/2-3-2～8/2-4/2-5-2,3 【移動】 旧2-4→新0-6 |
| 第3版 | 2017/4/7掲載 | 【修正】 2-3-2 |
| 第4版 | 2017/4/17掲載 | 【修正】 2-3-8 【追加】 1-7-5/1-10-1 |